

# 定 款

一般社団法人福島県水泳連盟

# 一般社団法人福島県水泳連盟定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人福島県水泳連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 本連盟は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

2 本連盟は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

### (目的)

第3条 本連盟は、福島県の水泳界を統括する団体として、水泳及び水泳競技（競泳、飛込、水球、シンクロナイズド・スイミング、日本泳法、オープンウォーター・スイミング及びマスターズ・スイミングをいう。以下同じ。）の健全な普及発展を図り、もって福島県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水泳競技に関する競技力向上のための選手強化事業
- (2) 水泳競技に関する福島県記録の公認
- (3) 水泳及び水泳競技に関する技術の調査・研究
- (4) 水泳及び水泳競技に関する講習会の開催・指導者の養成・地域グループの育成
- (5) 水泳及び水泳競技に関する競技会の開催並びに競技役員の養成及びその資格の認定
- (6) その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業

### (公告)

第5条 本連盟の公告は、官報に掲載する方法による。

### (機関)

第6条 本連盟は、本連盟の機関として社員総会及び理事以外に理事会、常任理事会及び監事を置く。

## 第2章 会員及び社員

### (会員等)

第7条 本連盟の会員は次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)に規定する社員とする。ただし、次条の規定に基づき代議員が選出された後は、その者を法人法上の社員とする。

- (1) 正会員 本連盟の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本連盟の事業を賛助するため入会した個人
- (3) 名誉会員 本連盟に功労のあった者で社員総会において推薦された者

### (代議員の選出)

第8条 代議員は、本連盟の地区において正会員による選挙により正会員の中から選出する。

- 2 前項の選挙においては、正会員は、等しく選挙権及び被選挙権を有し、他の会員、理事及び理事会は、代議員を選出する権限を有しない。  
代議員の選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 3 地区選出の代議員の数は、各地区10名以内とする。
- 4 代議員選挙は、2年に1度、4月に実施するものとする。

### (代議員の任期)

第9条 代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員を選任及び解任(法第63条及び第70条)並びに定款変更(法第146条)についての議決権を有しないこととする。)

### (正会員の権利)

第10条 社員でない正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本連盟に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項に定める権利(定款の閲覧等)
- (2) 法人法第32条第2項に定める権利(社員名簿の閲覧等)
- (3) 法人法第50条第6項に定める権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
- (4) 法人法第52条第5項に定める権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
- (5) 法人法第57条第4項に定める権利(社員総会の議事録の閲覧等)

- (6) 法人法第 129 条第 3 項に定める権利 ( 計算書類等の閲覧等 )
- (7) 法人法第 229 条第 2 項に定める権利 ( 清算法人の貸借対照表等の閲覧等 )
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項に定める権利 ( 合併契約等の閲覧等 )

#### (入 会)

第 1 1 条 本連盟の会員となるには、本連盟所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

#### (経費の支払義務)

第 1 2 条 会員は、社員総会の定める額の会費を支払わなければならない。なお、本条の会費は、法人法第 27 条に規定する経費とする。ただし、名誉会員は、会費の支払を要しない。

#### (会員名簿)

第 1 3 条 本連盟は、会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、本連盟の主たる事務所に備え置くものとする。「会員名簿」をもって法人法第 31 条に規定する社員名簿とする。

2 本連盟の会員に対する通知又は催告は、「会員名簿」に記載した住所又は会員が本連盟に通知した居所にあてて行うものとする。

#### (退 会)

第 1 4 条 会員は、1 か月前までに本連盟に対して予告することにより退会することができる。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

#### (除 名)

第 1 5 条 会員の除名は、本連盟の名誉を毀損し、その品位を汚損する等正当な事由があるときに限り、法人法第 49 条第 2 項に定める社員総会の決議によってすることができる。

#### (資格の喪失)

第 1 6 条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して 2 年以上されなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 死亡したとき

2 会員がその資格を喪失したときは、本連盟に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

3 本連盟は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

#### (種類)

第17条 本連盟の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

#### (構成)

第18条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

#### (権限)

第19条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 計算書類の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

#### (開催)

第20条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

#### (招集)

第21条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、総社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

#### (議長)

第22条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障が

あるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(決議)

第23条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第24条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を本連盟に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第25条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会において選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印し、10年間本連盟の主たる事務所に備え置くものとする。

(社員総会規則)

第27条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

#### 第4章 理事、監事及び代表理事等

(役員の設定等)

第28条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上60名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、6名以内を副会長、1名を理事長、1名を副理事長とし、20名以内を常任理事とする。
  - 3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本連盟又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。)の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本連盟を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長、理事長、副理事長及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、本連盟の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本連盟の業

務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第32条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権限を有する。

(解任)

第33条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第34条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として本連盟から受け取る財産上の権利(以下「報酬等」という。)として支給することができる。

(取引の制限)

第35条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本連盟の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本連盟との取引

(3) 本連盟がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本連盟とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(顧問)

第36条 本連盟に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

3 顧問の任期は、委嘱時の会長の任期と同一とする。

4 顧問は、本連盟の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第5章 理事会

### (構成)

第37条 理事会はすべての理事をもって構成する。

### (権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 本連盟の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本連盟の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

### (種類及び開催)

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年定期的に2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

### (招集)

第40条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事

が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の通知を発しなければならない。

(議長)

- 第41条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

- 第42条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数の決議をもって行う。

(決議の省略)

- 第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(職務の執行状況の報告)

- 第44条 会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(報告の省略)

- 第45条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、前条の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

- 第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本連盟の主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会規則)

- 第47条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

(構成)

第48条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成する。

(権限)

第49条 常任理事会は、次の職務を行う。

- (1) 理事会に提出する本連盟の業務執行案の策定
- (2) 会長及び業務執行をなす理事の職務執行内容の確認
- (3) 収入及び支出に関する事項の確認
- (4) 各委員会の開催及び運営に関する事項の確認
- (5) その他理事会から委嘱された事務（法令の定めにより、理事会が委任することができないとされた事項以外の事務に限る。）

(招集)

第50条 常任理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が常任理事会を招集する。
- 3 常任理事会を招集する者は、監事に対して常任理事会への出席を求めることができる。
- 4 監事は、自ら求めて、常任理事会に出席することができる。

(議長)

第51条 常任理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が議長となる。

(決議)

第52条 常任理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第53条 常任理事会の議事については、理事会の議事録に準じて議事録を作成する。

- 2 議長及び議長に指名された者は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第7章 地区

(地区)

第54条 本連盟は、従たる事務所のほか、第3条に定める目的を達成するた

め及び本連盟と会員との連絡調整を図るため、理事会の決議を経て、地区を設置することができる。

- 2 地区の名称及び区域は、理事会の決議により定める。
- 3 地区には、地区の事務を行うため、地区理事長 1 名及び規則で定めるその他の役員を置く。
- 4 地区理事長は、地区を代表し、地区の事務を統括する。

(地区規則)

第 5 5 条 地区に関し必要な事項は、社員総会において別に定める。

## 第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 5 6 条 本連盟の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資産の管理)

第 5 7 条 本連盟の資産は、会長が管理し、その方法は理事会が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第 5 8 条 本連盟の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、定時社員総会において報告するものとする。

- 2 前項の書類については、本連盟の主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
- 3 本連盟が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)の規定に基づく公益認定を受けた場合においては、第 1 項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第 5 9 条 本連盟の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 7 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- (6) 財産目録
- (7) キャッシュフロー計算書
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告書
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の分配)

第60条 本連盟は、剰余金の分配を行うことはできない。

## 第9章 定款の変更および解散

(定款の変更)

- 第61条 この定款は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。
- 2 本連盟が、公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第62条 本連盟は、法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

- 第63条 本連盟が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 本連盟は、残余財産の分配を行わない。

## 第10章 委員会等

(委員会)

- 第64条 本連盟の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決

議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 4 委員の任期は、委嘱時の会長の任期の残任期間とする。

(加盟団体)

第65条 本連盟は、第4条(事業)に定める事業の円滑な運営を図るため、次の加盟団体を置く。

(1) 各地区を代表する水泳協会

(2) 水泳に関する団体で理事及び代議員の3分の2以上の同意を得たもの

- 2 加盟団体長は、加盟団体の推薦により、会長が委嘱する。任期は2年とする。

## 第11章 事務局

(設置等)

第66条 本連盟の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前号以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

## 第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第67条 本連盟は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

(個人情報の保護)

第68条 本連盟は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第13章 附 則

(委任)

第69条 この定款に定めるものの他、本連盟の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第70条 本連盟は、本連盟に財産の贈与若しくは遺贈をする者、本連盟の役員若しくは会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸し付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第71条 本連盟の最初の事業年度は、本連盟の成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第72条 本連盟の設立時理事、設立時監事及び設立時代代表理事は次のとおりとする。

設立時理事及び設立時代代表理事(会長)

住所 福島市南矢野目字道下4-1番地の6  
ラ・プランタン203号  
氏名 壺 岐 ひろみ

設立時理事(副会長) 山 口 博 文、 渡 邊 文 雄、  
渡 邊 富 夫、 玉 川 武、  
新 妻 定 男、 芳 賀 光 彦

設立時理事(理事長) 三 浦 誠

設立時理事(副理事長) 青 柳 俊 宏

設立時理事(常任理事) 末 永 敏 則、 田 中 潔、  
森 米 吉、 三 浦 俊 樹、  
名 木 敬 一、 五十井田 祐 一、

中澤 謙、高木 喜代好、  
辻 信衛、長澤 俊一郎、  
長谷川 光洋、小林 毅  
設立時監事 岩崎 弘嗣、高橋 かおり、  
島崎 竜也

(設立時社員の氏名及び住所)

第73条 本連盟の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

設立時社員 住所 福島市南矢野目字道下4-1番地の6  
ラ・プランタン203号  
氏名 壺岐 ひろみ  
設立時社員 住所 福島県白河市みさか二丁目3番地5  
氏名 三浦 誠

(法令の準拠)

第74条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人福島県水泳連盟を設立するため、設立時社員壺岐ひろみ  
外1名の定款作成代理人である司法書士芳賀裕は、電磁的記録であるこの定款  
を作成し、電子署名する。

平成26年3月18日

設立時社員 壺岐 ひろみ

設立時社員 三浦 誠

上記設立時社員2名の定款作成代理人  
福島市山下町2番8号  
司法書士 芳賀 裕